

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
権利擁護と成年後見制度Ⅰ（更生保護制度含む） Advocacy and Adult Guardianship I		2年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(社会福祉士国家試験受験資格取得必修)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
日本国憲法、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ等の法律に関する科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
大熊 信成	福祉棟3F	火・水・木・金の9時から16時（授業時間を除く）		授業中に指示します
授業の概要				
わが国の基本的な考えを示している日本国憲法の基本原則内容（国民主権・基本的人権の内容・権力分立制・平和主義）と基本的人権の様々な種類、さらには日本国憲法の下に制定された民法の社会的弱者に対する保護規定（制限行為能力者の制度）や任意後見契約に関する法律という特別法の具体的内容の知識を図る。				
授業の目標				
①相談援助活動と日本国憲法の基本原理、民法・行政法を理解し、説明できるようにする。 ②成年後見制度や任意後見制度の必要性と活用について理解し、説明できるようにする。 ③権利擁護の必要性や成年後見制度利用の実際について理解し、説明できるようにする。				
授業の方法				
テキスト及び視聴覚教材を活用し、講義やアクティブラーニング形式で進める。				
学習の成果（学習成果）				
①相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む）との関わりについて説明できる。 ②相談援助活動において必要となる成年後見制度の内容と活用について説明できる。 ③社会的排除や虐待などの権利侵害についてその特徴を列挙でき、権利擁護がなぜ必要なのかを説明できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（権利擁護と成年後見制度Ⅰへのいざない、授業の進め方の説明）			
第2回目	日本国憲法の理解（Ⅰ）：憲法の基本原理			
第3回目	日本国憲法の理解（Ⅱ）：基本的人権の意味と種類			
第4回目	日本国憲法の理解（Ⅲ）：基本的人権の種類（1）：自由権の意味と種類			
第5回目	日本国憲法の理解（Ⅳ）：基本的人権の種類（2）：社会権の意味の種類			
第6回目	日本国憲法の理解（Ⅴ）：基本的人権の種類（3）：朝日訴訟・堀木訴訟 レポート「人権の尊重について」第7回の授業時に提出			

第7回目	民法の理解 契約、不法行為、親族、相続、その他	
第8回目	行政法の理解 行政行為、行政事件手続、情報公開、その他	
第9回目	成年後見の概要（1）：成年被後見人	
第10回目	成年後見の概要（2）：成年後見人	
第11回目	保佐と補助の概要、任意後見	
第12回目	日常生活自立支援事業①概要について	
第13回目	日常生活自立支援事業②生活支援員の役割、最近の動向	
第14回目	成年後見制度利用支援事業について 事業の概要	
第15回目	日本国憲法と民法の社会的意義	
事前・事後学習	ITや図書館を活用して、授業で不明であった点は必ず次回授業までに調べておくこと。またわからないことは、科目担当者に質問に行くこと。常に分析をする視点を持つこと。	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	10%	授業への積極的参加を評価する。個人ワークを自主的に行い、明確な課題意識をもって授業に臨むことができる。
レポート	20%	提示するテーマについて自分の言葉で述べる事ができる。最高評価であるSは意欲的に課題に取り組んでおり、着手すべきテーマの趣旨に沿っていて、学習の成果が十分に示されている。
調査報告書		
小テスト	10%	第8回目の授業において小テストを行う。ほぼすべての授業にリアクションペーパーを行う。このことにより学びの振り返りができる。求められたテーマについて自分の考えを明確にすることが出来る。
試験	60%	論述、選択記述式の試験を行い評価する。論述は根拠(エビデンス)に基づき自分の言葉で述べられていること。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
テキスト：『権利擁護と成年後見制度』 弘文堂・ 『更生保護制度』 弘文堂		
履修上の留意点・ルール		
<p>●実務経験（職種：社会福祉協議会法人後見運営委員 職歴：通算1年） 社会福祉士国家試験受験資格取得の為の必修科目である。目的意識・課題意識を明確にして授業に臨み、口頭で述べたこともきちんとノートにとること。遅刻・早退・私語・居眠りは厳禁。</p>		